

協議1

天童タクシー(株)運行分

(資料 1-1、2、3-1)

道路運送法第9条第4項に定める協議について

- 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項についての協議を行います(「協議運賃」の設定)。
- 今般、すでに協議運賃となっている下記系統を運行する事業者から、運賃に係る改定の申し出があり、その変更にあたっては道路運送法第9条第4項に基づき、本協議会において協議が必要になるものです。
※ 本協議会で協議が調った際は、各事業者に協議済証明書を交付します。

(資料 3-1)

1 対象路線及び改定内容

番号	系統	事業者	改定内容
①	山形空港ライナー	天童タクシー(株)	大人運賃を 800 円から 1,200 円に改正 子ども・障がい者運賃を 400 円から 600 円に改正

※小人(小学生まで)は大人料金の半額、1歳未満の乳幼児は無料。

※旅客に同伴する6歳未満の未就学児は1名まで無料。

※乗車時に、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳を提示した旅客(介助の同行者1名を含む)は、大人料金の半額。

2 適用する期間

令和7年1月1日から

3 料金改定理由

- (1)空港ライナーは H27.3 から、観光ライナーは H29.11 から値上げはしていない。この間、令和元年度に消費税増税、令和5年度にタクシー料金の値上げが行われており、実際のメーター料金と運行経費により乖離が生じている。また、運行事業者からの値上げ要求も出ている。
- (2)ライナーの利用者増加により、利拡協から運行会社への助成金が年々増加し、予算上限に近づいていることから、ライナーの持続的な運行を今後も確保するため
- (3)低廉な料金で利用拡大と認知度向上を図るという値下げ時の目的を概ね達成したため
- (4)利用者に対して適正な負担を求めるため(受益者負担の観点)

山形空港ライナーの運賃に関する意見募集結果

募集期間:令和6年10月1日(火曜日)から令和6年10月15日(火曜日)まで

告知方法:天童市ホームページにより告知

提出方法:生活環境課へ直接持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出。

意見番号	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
-	-	-

集計結果

意見提出者数	0
意見項目数	0

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和6年10月23日に開催した天童市運賃等協議会において、下記事項に関し、
協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

種類	運賃の額	適用方法
大人運賃	1人 1,200円	・大人とは、中学生以上とする。
子供運賃	1人 600円	・子供とは、小学生以下（1歳以上小学6年生以下）とし、1歳未満の乳幼児は無賃とする。 ・6歳未満の旅客に同伴する未就学の幼児（1歳以上6歳未満）は1人に限り無賃。幼児のみ単独乗車の場合は子供運賃とする。
障害者等 割引運賃	1人 600円	・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者 保健福祉手帳、戦傷病者手帳を提示した旅 客（介助の同伴者1人を含む）とする。

2. 運賃を適用する路線又は営業区域

山形空港⇄天童駅東口、市中心部（戸口輸送）、県総合運動公園（NDソフトスタジアム）、7工業団地（天童北部・天童南部・清池・王将・東長岡・荒谷西・天童インター産業）

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
令和7年1月1日から実施する。

4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

天童タクシー株式会社

令和6年10月23日

天童市運賃等協議会

会長 市民部長 結城 洋史